

10

日々の生活を支えます



子育てに関する諸手当等



児童手当

支給対象

※所得制限があります

中学卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

支給額(R5.4.1 現在)

児童の年齢	児童手当の額(1人あたり月額)
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上小学校修了前	10,000 円(第3子以降は 15,000 円)
中学生	一律 10,000 円



※児童を扶養している方の所得が一定以上の場合は、特例給付として月額一律 5,000 円を支給します。

支給時期

原則毎年 3 回に分けて支給します。

(6 月、10 月、2 月の 15 日にそれぞれの前月分まで支給されます。)

例) 6 月 15 日に 2~5 月分の手当を支給します。

※15 日が土・日・祝日の場合、直前の平日が支給日となります。



※詳細は子育て共生課にお問い合わせください 0495-35-1236

児童扶養手当

支給対象

※所得制限があります

次のいずれかに該当する子どもを育てている父・母、もしくは生計維持者に支給。

- ・父母の離婚、死亡などによってひとり親家庭の子ども
 - ・父または母に一定の障害がある子ども
 - ・父または母の生死が明らかでない子ども
- などが挙げられます。



支給額(R5.4.1 現在)

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1 人の場合	44,140 円	44,130 円～10,410 円
2 人目加算額	10,420 円	10,410 円～5,210 円
3 人目以降加算額	6,250 円(1 人につき)	6,240 円～3,130 円(1 人につき)

※前年の所得によって「全部支給」または「一部支給」に分かれます。

支給時期

奇数月の 11 日が支給日です。それぞれの前月分まで支給されます。

※11 日が土・日・祝日にあたる場合は、直前の平日が支給日となります。

※詳細は子育て共生課にお問い合わせください 0495-35-1236

特別児童扶養手当

支給対象

※所得制限があります

20歳未満の一定の障害のある子どもを監護する父・母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

支給額(R5.4.1 現在)

障害の状態	1級(重度)	2級(中度)
月額(1人について)	53,700円	35,760円

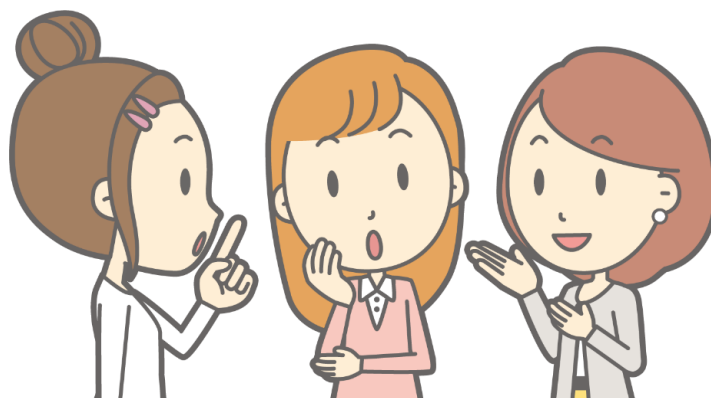
支給時期

原則毎年3回に分けて支給します。

(4月、8月、11月の11日にそれぞれの前月分まで支給されます。)

※11日が土・日・祝日にあたる場合は、直前の平日が支給日となります。

※詳細は子育て共生課にお問い合わせください 0495-35-1236



障害児福祉手当

支給対象

※所得制限があります

20歳未満で、精神又は身体に重度の障害を有する子どもに支給される手当です。

対象者	支給月額 (R5.4.1 現在)
身体障害者手帳 1・2 級の一部の方	15,220 円
療育手帳 [㊤]	
精神障害、血液疾患等で 上記と同程度の障害を有する方	

※次に該当する方は手当を受けることはできません

- ・施設に入所中の方
- ・障害を支給事由とする年金を受給している方



支給時期

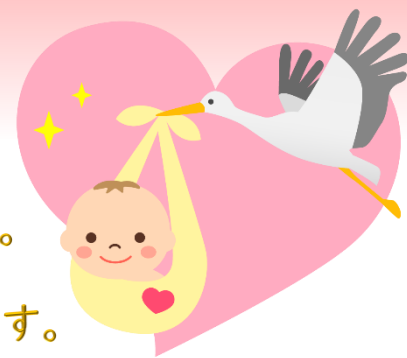
原則毎年 4 回に分けて支給します。

(2 月、5 月、8 月、11 月の 10 日にそれぞれの前月分まで支給されます。)

※10 日が土・日・祝日の場合は、直前の平日が支給日となります。

※詳細は町民福祉課にお問い合わせください 0495-35-1224

子ども医療費支給制度



子どもの健康と福祉の増進が目的。

上里町が医療費の一部補助を行います。

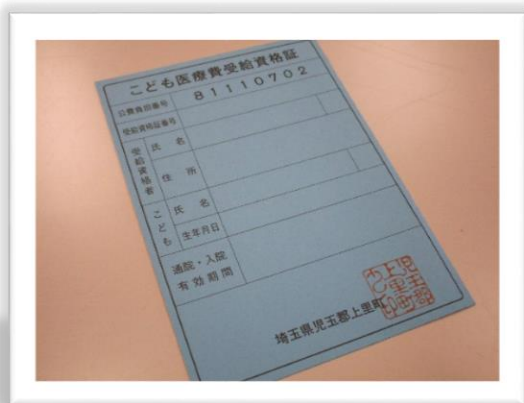
ご利用にはあらかじめ登録が必要になります。

- 対象者 出生または転入から18歳到達後の最初の3月31日までの方
※町内在住で各種健康保険に加入していること
- 対象医療費 健康保険の適用となるこどもの医療費等
- 申請方法 以下のものをそろえて、健康保険課医療年金係の窓口へお越しください。
 1. こどもの健康保険証
※社会保険等の手続きで、保険証がすぐに発行されない場合は、窓口にその旨お話しください。
 2. 受給資格者(保護者)の通帳

※15日以内に登録手続きを行ってください。

※出生や転入日より15日過ぎた登録手続きの場合は、手続きをした日より支給対象となります。

※詳しくは健康保険課 医療年金係へお問い合わせください。 0495-35-1222



登録をした受給資格者には、
子ども医療費支給資格証
(青色)を交付します。

上里町子育て世帯応援出産祝金および出産祝品

上里町では新しく生まれた子どもを対象に
祝金および祝品を支給します。

- 対象者 新生児の保護者および新たに出生された子ども
※出生から2ヶ月以内に申請をしてください。
- 支給品目 祝金…1人につき、10,000円
※第3子以降は、1人につき30,000円
祝品…①多機能いすおよび食器セット②月齢フォトブロック③お食い初めセット
※上記①～③から1つお選びいただけます。
- 申請方法 以下のものをそろえて、子育て共生課の窓口へお越しください。
 1. 振込先の口座番号等わかるもの（児童手当と同じ口座でも可）
 2. 印鑑（朱肉を必要とするもの）

※詳細は子育て共生課にお問い合わせください 0495-35-1236



①多機能いすおよび 食器セット

- ・いすだけでなく、踏み台や本棚としても活用できます！
- ・お皿と大きさの違う2種類のお椀がついてきます。



②月齢フォトブロック

- ・お子さんの記念撮影に使えます。
- ・お子さんの成長記録として、思い出作りに役立ててください！



③お食い初めセット

- ・おぼん、お皿、コップ、お箸、大きさの違う2種類のお椀がついてきます。



上里町ひとり親家庭等医療費支給事業

ひとり親家庭等が対象。

上里町が医療費の一部補助を行います。

ご利用にはあらかじめ登録が必要になります。

- 対象者 ひとり親家庭の父・母、または親に代わってその児童を養育している方等と、
18歳到達後の年度末までの児童（一定の障害のある場合は20歳未満）
- 対象医療費 健康保険の適用となる医療費等
医療保険制度で医療機関等にかかった場合に、支払った医療費の一部が
申請に基づいて支給されます。
- 注意事項 子ども医療費支給制度や重度医療費との併給はできません。
また、所得制限があります。

※詳細は子育て共生課にお問い合わせください 0495-35-1236

